

## 議案第 4 4 号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の制定について  
上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成 2 6 年上尾市条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 1 0 条の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項の規定により上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する委員は、別表に掲げる職にある者のほか、上尾市教育委員会が必要と認める者とする。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度、3 回これを招集する。

3 臨時会議は、必要がある場合において、これを招集する。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(平成 2 6 年度における協議会の定例会議の招集の特例)

2 平成 2 6 年度において協議会の定例会議を招集する場合にあっては、第 3 条第 2 項中「3 回」とあるのは「2 回」とする。

別表（第2条関係）

総務部総務課長	子ども未来部子ども・若者相談センター所長	子ども未来部青少年課長	子ども未来部少年愛護センター所長	市民生活部人権男女共同参画課長	埼玉県中央児童相談所虐待・相談担当課長	上尾警察署生活安全課長	上尾市生徒指導推進協議会長	上尾市青少年育成連合会長	上尾市区長会連合会長	上尾市PTA連合会長	上尾市小学校長会長	上尾市中学校長会長
---------	----------------------	-------------	------------------	-----------------	---------------------	-------------	---------------	--------------	------------	------------	-----------	-----------

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定に伴い、上尾市いじめ対策連絡協議会の運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。